

豊川市シティプロモーションロゴ「ともに“かなえるなら”とよかわ」の使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊川市シティプロモーションロゴ「ともに“かなえるなら”とよかわ」(以下、「ロゴ」という。)の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(ロゴの使用目的)

第2条 ロゴの使用は市民の市への愛着や誇りを高めるとともに、市の魅力を市内外に広くプロモーションすることを目的とする。

(ロゴに関する権利)

第3条 ロゴに関する著作権等の一切の権利は、豊川市に属する。

(使用資格)

第4条 ロゴを使用できる者は、次のいずれかの者とする。

- (1) 豊川市が使用する場合
- (2) 市民や企業、団体などが本市の魅力発信に使用する場合
- (3) 新聞、テレビ等報道関係機関が報道目的に使用する場合
- (4) 豊川市議会議員が市のPRを目的に使用する場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める場合

(使用申込)

第5条 ロゴを使用しようとする者(以下、「使用者」という。)は、事前に豊川市あいち電子申請・届出システムへ必要事項を入力し、豊川市企画部元気なとよかわ発信課へ申込(以下、「電子申込」という。)を行うものとする。ただし、前条第1号に該当する場合は、この限りではない。

(使用確認)

第6条 豊川市は前条の電子申込を受理した場合は、次項の基準に従い、その内容を確認する。

2 ロゴの使用が次の各号のいずれかに該当する場合、豊川市は申込内容については是正を求めることができる。

- (1) 豊川市の信用及び品位を傷つける恐れがある場合
- (2) 特定の政治、宗教、選挙のPR活動に利用される恐れのある場合
- (3) 特定の個人又は団体を豊川市が公認しているような誤解を与え、又は売名に利用される恐れのある場合
- (4) 不当な利益を得るために利用される恐れのある場合
- (5) 法令や公序良俗に反する恐れがある場合
- (6) その他、ロゴを使用することが不相当と認められる場合

(使用の範囲)

第7条 使用者は、ロゴを営利目的の商品及び景品等に使用することはできない。

(使用料)

第8条 ロゴの使用料は、無償とする。

(使用期間)

第9条 ロゴの使用期間は、申込日から申込日の属する年度の末日までとする。

(使用上の遵守事項)

第10条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 豊川市シティプロモーションロゴ「ともに“かなえるなら”とよかわ」デザインマニュアルに定められた色、形等に従ってロゴを正しく使用すること。
- (2) ロゴを使用した場合、ロゴを使用した制作物等（以下、「制作物」という。）の完成後、30日以内に豊川市電子申請・届出システムへ必要事項を入力し、当該制作物の完成品又は写真、その他制作物の状況がわかる資料を添付して、豊川市企画部元気なとよかわ発信課へ報告を行うこと。
- (3) 商標、意匠等の登録出願を行わないこと。
- (4) 制作物の製造を第三者に委託する場合は、受託者がこの要綱の規定に違反することがないように管理及び監督のために必要な措置を講ずること。
- (5) 他者によるロゴの無断使用等問題となり得る行為を発見した場合は、速やかに豊川市に報告すること。
- (6) 使用者はロゴのデータを適正に管理し、第三者に提供をしてはならない。
- (7) その他各種法令を遵守すること。

(違反等に対する取扱い)

第11条 使用者が、この要綱の規定に違反したときには、豊川市はその使用の差止めの請求又は必要な指示等（以下、「請求等」という。）を行う。この場合において、使用者は、ただちにその請求等に従わなければならない。

2 前項の請求又は指示等によって使用者に損害が生じた場合においても、豊川市はその責任を一切負わない。

(使用状況の報告等)

第12条 豊川市は、使用者に対し、ロゴの使用状況について報告を求め、又は調査することができるものとする。

2 豊川市から前項の報告等の求めがあった場合は、使用者はこれに応じなければならない。

(情報の公開)

第13条 豊川市は、ロゴの適正な管理と使用促進を図る観点から、使用者から提出された書類の内容等の情報を公開することができる。

(損失補償等の責任)

第14条 豊川市は、ロゴの使用に関して生じた損失について、一切の責任を負わないものとする。

2 使用者は、制作物の瑕疵により第三者に損害又は損失を与えた場合は、これに対し

全責任を負い、豊川市は損害賠償、損失補償その他の法律上の一切の責任を負わないものとする。

- 3 使用者がロゴの使用に際して、故意又は過失により豊川市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を豊川市に賠償しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、ロゴの使用に関し必要な事項は、豊川市が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年3月24日から施行する。